

外部評価委員会の評価方針（案）

平成 30 年 月 日 新宿区外部評価委員会決定

1 3年間の進め方

（1）平成 30 年（2018 年）度

総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。

なお、個別施策と計画事業については、第三次実行計画の実績や平成 30 年度からの第一次実行計画（平成 30 年〔2018 年〕度～平成 32 年〔2020 年〕度）にどのように引継ぎ、取り組んでいるか、今後の取組方針などを踏まえて評価を行います。

また、次年度の評価対象となる個別施策を選定します。

（2）平成 31 年（2019 年）度

総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。

なお、計画事業については、第一次実行計画の初年度（平成 30 年〔2018 年〕度実施分）の評価を行います。

また、次年度の評価対象となる個別施策を選定します。

（3）平成 32 年（2020 年）度

総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。

なお、計画事業については、第一次実行計画の二年度目（平成 31 年〔2019 年〕度実施分）の評価と第二次実行計画（2021 年度～2023 年度）に向けた取組方針についての評価を行います。

2 評価の進め方

（1）内部評価等の確認

①内部評価シート（施策評価、計画事業評価、経常事業取組状況）

外部評価を行う際は、内部評価シートを基礎的な資料とします。

②過去の評価結果

評価の継続性という観点から、前年度までの評価結果を適宜参照し、評価結果を踏まえた対応が適切にとられているか、確認します。

（2）ヒアリング等の実施

①学習会（論点整理等）

ヒアリングに向けて、評価対象の施策及び事業について、事前の学習及び論点整理を行います。

②ヒアリング

評価対象の施策及び事業について、ヒアリングを実施します。

所管課長による施策・事業説明を受けて、質疑応答を行います。

③現地視察

必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向いて、現地視察を行います。

④文書質問

ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問を行います。

(3) 個人としての評価

上記2 (1) (2) を踏まえ、外部評価チェックシート（施策、事業）を用いて、個人としての評価（区が実施した内部評価を踏まえての評価）を行います。

評価の理由や意見については、趣旨を明確に、分かりやすく記入します。

施策評価及び計画事業評価における総合評価については、必ず評価の理由を記入します。それ以外の項目については、意見がある場合に記入します。

(4) 部会としての評価

個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価をまとめます。

(5) 委員会としての評価

部会としての評価を基に、委員会全体で審議し、委員会としての評価をまとめます。その後、評価結果を区長に報告します。

3 評価に当たっての留意事項（外部評価三原則）

(1) 外部評価に当たって

内部評価を踏まえ、区民の視点（生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点など）に立って評価を行います。事業の要・不要について評価を行うものではありません。

(2) 評価の理由や意見を明確にする

行政評価の目的の一つに「説明責任を果たすこと」があります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにします。

(3) 責任と思いやりを持つ

委員会は原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になることを意識し、責任を持った発言をします。

また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。しかし、これまで委員会では、十分な議論の下、全体の合意を得た一つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受け止め、尊重し、互いに協力して全体としての一つの結論を作り上げることが大切です。

お互いを思いやった有益な「意見のキャッチボール」を行います。